

会 議 録

名 称 令和4年度第5回 世田谷区情報公開・個人情報保護審議会
日 時 令和4年10月25日(火) 午後2時02分～午後3時07分
場 所 世田谷区役所 第1庁舎地下1階 1・B・1会議室
出席委員 齊木秀憲 土田伸也 高山梢 山辺直義 上田啓子 太田雅也 旦尾衛 朝倉宏美
藤原和子 吉田周平 中村重美 小島昭男
説明員等 総務部区政情報課長 末竹秀隆 財務部課税課長 北はやと
財務部納税課長 成瀬浩 生活文化政策部人権・男女共同参画課長 生垣明
保健福祉政策部保健医療福祉推進課長 小泉輝嘉
障害福祉部障害施策推進課長 宮川善章 障害福祉部障害保健福祉課長 越智則之
事務局 総務部長 池田豊 総務部区政情報課長 末竹秀隆
DX推進担当部DX推進担当課長 齊藤真徳
DX推進担当課DX推進担当係長 服部英樹
区政情報課区政情報係長 小田純也 区政情報課区政情報係 立石雄太 西條真規

会議次第

・審議事項

諮問第994号

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う世田谷区の個人情報の取扱いに関する運用上の
細則等について

諮問第990号（第4回からの継続審議）

「特別区民税業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について

（当初賦課業務委託で取り扱う委託内容の追加）

諮問第995号

「高齢者・障害者保健福祉業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について

（保健医療福祉総合プラザにおける車椅子貸出し業務委託）

諮問第996号

「人権施策の推進業務」における外部の電子計算機との回線結合について

（電子メールを利用したパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者あて情報発信）

諮問第997号

「高齢者・障害者保健福祉業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について
(医療的ケア相談支援センター事業委託における個人情報の項目の追加)

諮問第998号

「軽自動車税業務」における外部提供及び外部の電子計算機との回線結合について
(L G W A N回線を利用した地方税共同機構とのデータ連携)

1. 開 会

副会長 ただいまから令和4年度第5回世田谷区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

本日の出席委員などについて事務局から事務連絡をお願いいたします。

区政情報課長 本日は、皆様、お忙しい中、情報公開・個人情報保護審議会に御出席いただきましてありがとうございます。中村委員につきましては、会場にお越しただいて御参加いただいているところでございます。

本日は大重委員が御欠席との御連絡をいただいております。また、会長でございますが、先ほど御欠席の連絡がありましたのでお伝えさせていただきます。

なお、藤原委員が2時30分頃から、太田委員が3時45分頃から退席されるとの連絡を頂戴しております。

さらに、上田委員から、4時には退席されるという御連絡も頂戴しております。

こうしたことから、会長が御欠席ということでありまして、副会長に会長代行として、司会進行をお願いしているところでございます。

最後に、本日は委員の過半数の出席がございますので、審議会条例に基づき会議は成立していることを御報告申し上げます。

副会長 それでは、事前にお送りしております前回、令和4年度第4回審議会の会議録について確認いたします。既に各委員におかれましてはお目通しいただいているものと存じますが、この内容でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

副会長 よろしければ、令和4年度第4回審議会の議事録はこのとおり決定いたします。

それでは、傍聴の有無について、事務局、いかがでしょうか。

区政情報課長 本日、傍聴の希望はございません。

2. 議 事

・審議事項

副会長 それでは、審議に入りたいと思います。本日は諮問案件が6件となっております。

諮問第994号

副会長 まずは、諮問第994号です。こちらは事務局の区政情報課から説明をお願いいたし

ます。

区政情報課長 資料の1ページを御覧ください。こちらの諮問につきましては、8月開催の
前回、第4回審議会におきまして、その他報告事項として、条例改正素案とともに、今後
の予定とのことでお示しさせていただいたところでございます。その折に、本日の審議会
において、審査基準などの運用ルールについて御意見をいただきたいとさせていただいた
ものでございます。大事な諮問でございますので、読み上げさせていただきます。

諮問第994号、諮問事項、個人情報の保護に関する法律の改正に伴う世田谷区の個人情
報の取扱いに関する運用上の細則等について、でございます。

次に、諮問理由でございます。個人情報の保護に関する法律の改正に伴う世田谷区にお
ける個人情報保護制度等の見直しに向けての考え方については、本年7月に世田谷区情報
公開・個人情報保護審議会の答申として、新たな個人情報保護制度を構築するうえでの
「世田谷区の3つの基本方針」など、貴重なご意見を取りまとめていただき深く感謝申し
上げます。

区としては、答申の内容を踏まえ、本年9月に世田谷区個人情報保護条例の全部改正
(素案)として取りまとめ、パブリックコメントを実施したところです。現在、区民から
寄せられた意見に対する区の考え方を整理するとともに、改正条例(案)の取りまとめに
向けて具体的な運用等の詳細な検討を行っているところです。

つきましては、令和5年4月1日の改正法及び改正条例の施行に向けて、区の個人情報の
取扱いに関する運用上の細則等を制定する必要があることから、審議会の意見を聴くも
のです。

以上のことから、世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例第2条の規定に基づきま
して、諮問させていただき次第でございます。

なお、改正素案に対するパブリックコメントにつきましては、9月15日から10月6日ま
で、「区のおしらせ」特集号や区のホームページ等を活用しまして、周知、実施したとこ
ろでございます。現在、意見の集計及び意見に対する区の考え方を整理しているところ
でございます。提出された意見の人数につきましては47人という状況でございました。

パブリックコメントの意見につきましては、これから項目別に分類するなど仕分けをし
て、御意見に対する区の考え方について整理してまいります。いくつか御紹介させてい
ただきたいと思っております。口頭で恐縮でございますけれども、まず、個人情報保護制度にお
ける審議会の関与を素案よりもさらに強めてほしいとの趣旨の御意見、また、条例要配慮

個人情報としてLGBTの項目を規定してほしいといった御意見であるとか、行政機関等匿名加工情報を導入する際には慎重にお願いしたいといった御意見、逆に行政機関等匿名加工情報は令和5年4月から開始すべきとの御意見。そのほか、個人情報の定義及び収集、利用等に関することや開示請求等に関することなどの御意見が寄せられているところでございます。今後、整理し、御報告させていただきたいと考えております。

また、こちら情報提供になりますけれども、区議会からは、今回の個人情報保護条例の全部改正素案に対しまして、先週まで開催されておりました区議会第3回定例会におきまして、複数の会派から質問がありました。例えば自己情報コントロール権に関してはこれまでと同様の権利が保障されているのかといった御質問、また、LGBTや国籍といった情報は条例要配慮個人情報として規定すべきであるとの御質問、さらに、個人情報保護の水準を守るためには庁内での審査基準とその体制をしっかりと整える必要があるなどの御質問がございました。こうした御意見を踏まえまして、事務局としては、この諮問につきまして、小委員会を設置いただきまして御議論いただいた後、11月末を目途に小委員会報告書の取りまとめをお願いし、その後、12月中旬には審議会からの答申をいただきたいと考えているところでございます。

長くなりましたけれども、説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

副会長 それでは、本件につきまして御質問や御意見はございますでしょうか。

委員 ちょっと分からないからお聴きしたいんですけども、これは小委員会をつくって、細則などは12月をめどに出来上がって、それについて、また新たに審議してもらいたいという内容が諮問第994号の諮問内容と考えればよろしいのでしょうか。

区政情報課長 まず、細則等のたたき台を事務局からお示しさせていただいて、小委員会の中で、専門的な知見とか、もしくは様々な観点から御意見等を賜って、前回のように小委員会報告書としてまとめていただきたいと考えております。その後、御質問を各委員からいただき、御審議いただくような流れで考えておりますけれども、そういった御質問の趣旨でよろしかったでしょうか。

委員 その御説明で分かりました。ありがとうございます。

区政情報課長 ありがとうございます。

副会長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

副会長 それでは、2月に審議会に諮問があった際と同様に、小委員会を設けて検討を進めることとしたいと思います。

それでは、審議会条例第8条第2項に基づき、小委員会につきましては、山田会長から言づかっておりますので、委員を指名して組織したいと思います。山田会長はじめといたしまして、私、斉木副会長と土田委員、高山委員、山辺委員、中村委員の合計6名を指名いたします。委員の皆様、よろしくお願いいたします。

なお、小委員会の委員長は、私、斉木をご指名いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

小委員会開催の日程につきましては既に調整をしております、第1回は明日、10月26日、第2回は11月8日を予定しております。その後、小委員会報告書を取りまとめ次第、12月の初旬ごろに各委員に不明な点や意見など、事務局から質問票をお送りいただき、回答を全委員に送付する形式で書面審議を進めさせていただいて、意見を取りまとめた上で、12月中旬頃に区長へ答申するというスケジュールを考えていますが、皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

副会長 ちょっとタイトでございますけれども、御協力よろしくお願いいたします。

それでは、本件はこのように進めていきたいと思います。

諮問第990号

副会長 では引き続きまして、諮問第990号です。事務局の説明の後、所管課より説明をお願いいたします。

区政情報課長 それでは、資料の2ページを御覧ください。

「特別区民税業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置についてでございます。本件につきましては、前回の第4回審議会で諮問し、継続審議となっていた案件です。前回の審議会後、所管課でS K Y 2住民税システムの委託先の操作権限等について整理いたしまして、本日改めて御審議をお願いするものでございます。

次の3ページからが諮問の内容となっております。

所管課は財務部課税課でございます。

審議のポイントは、3、外部委託でございます。

それでは、所管課より説明いたします。

課税課長 財務部課税課の北でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料No. 2、諮問第990号、「特別区民税業務」における外部委託に伴う個人情報保護措置について（当初賦課業務委託で取り扱う委託内容の追加）について御説明いたします。

先ほどお話がありましたとおり、本案件は前回、8月に実施しました令和4年度第4回の本審議会で継続審議となった案件でございます。このため、本日は、前回の審議資料から変更となっている部分について重点的に御説明いたします。

まず、項番1の委託の件名は記載のとおりでございます。

次に、項番2の委託の内容が前回審議内容から修正した部分となります。前回審議内容では、新たに委託する内容としまして、窓口においては、来庁した区民の課税資料の受領、電話発信については課税資料の簡易な疑義に関する問合せとし、この業務の実施に当たり、基幹システムであるS K Y 2住民税システムの操作権限を付与するとしておりました。これについて、前回の審議の結果を踏まえて、内容を整理しました。

前回からの大きな変更点として2点ございまして、1点目は、前回の審議で課題となりました総務省の窓口業務委託のガイドラインに沿いまして、窓口での受付業務を委託内容から除外いたしました。

次に、2点目としまして、委託事業者の住民税システムの操作権限を照会のみとし、更新の権限は付与しないということに整理いたしました。

その上で、具体的には、資料の項番（1）から（4）に記載の住民税システムを照会しながら、主に税の申告書や給与支払報告書等の課税資料の書き漏れや書き損じの確認と補記といった職員の補助的業務を実施させることとしました。こちらも前回の審議で、委託の作業内容が個人の賦課決定に直結するのではないかとの御懸念もいただきましたことから、個人の賦課決定に直接影響を及ぼさない補助的業務に限定しております。

なお、これら業務の住民税システムの操作を伴う外部委託につきましては、都内でも渋谷区や中野区、豊島区、板橋区などで既に実施していることを確認しております。

その他、全体から変更のある項目は、ページを移りまして、4ページ、項番5の（2）の件数（見込み）でございまして、の補助的業務が約1万2,500件、の電話発信業務が約5,000件で、いずれも年間の見込み件数となっております。

そのほかの項目は前回から変更はございません。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

副会長 それでは、ただいまの件につきまして御質問はありますでしょうか。

委員 確認の意味で、二、三教えていただきたいと思います。

前回、8月の審議会のときの説明としては、S K Y 2住民税システムの操作権限一般の付与が想定されていましたが、窓口業務に関する国・総務省からの通知範囲の点から見ても、それはいろいろな疑義を生ずることがあるので、今回は操作に当たった問題だった照会機能に限定することと、これは補記ということで、委託の内容の(4)にも書いてございますけれども、当然「賦課決定に影響を及ぼさない範囲な内容のもの」。この賦課決定に影響を及ぼさないという意味合いが言葉として分かりづらいところがありますけれども、要するに、それは賦課決定の構成となる所得であるとか、所得控除であるとか、そういうことについて、所得内容それ自体や、あるいは控除内容それ自体をいじるとか、そういうことはやらないよという意味合いと理解してよろしいのかどうか。

そういう点では、前回の継続審議になったいきさつに照らして、今回は照会機能に限定し、補助的な業務、事務に絞る扱いになったという理解でよろしいのかどうか、教えていただきたいと思います。

課税課長 質問にお答えします。

今委員がおっしゃられたとおり、個人の税額あるいは控除といった数字は一切触らせず、こちらにも書いてございますが、それ以外の住所・氏名・生年月日等の確認の補記に限定して委託を行わせるものでございます。

委員 了解です。

委員 委託の内容の(1)で「住所・氏名・生年月日を確認し、補記する」と書かれているんですけども、補記というのは具体的にどのような内容を示しているのかが分からなくて、お聴きしたいと思いました。どのような内容なんでしょうか。

課税課長 質問にお答えします。

区民税等につきましては、世田谷区から対象となる方に申告書をお送りする際には、あらかじめこちらから住所、氏名、生年月日等を印字したものをお送りすることになっているんですが、様式は必ずしもそれを使わずに、インターネット等からダウンロードした様式も有効でございますので、こういったものに御自身で手書きしてお送りしてきた方については、それが正しいかどうか、S K Y 2住民税システムを確認して、もし誤りがございましたら、その申告書に補記することを想定しております。

委員 ということは、申告書には既に住所、氏名などが書かれているけれども、書かれてい

ない申告書もあって、そこに御本人が記載されてきたそれを区が持っている資料と照らし合わせたところ、記載に違いがあったりしたら補記する、直すという意味で捉えたんですけども、具体的には、名前を間違える人もあまりいないでしょうし、生年月日を間違えてもあまりいないでしょうし、そんな間違いがあるとすれば、住所を変更したのにその記載がないようなことがあったということなのではないでしょうか。

課税課長 御質問にお答えします。

委員おっしゃるように、転居などをしたけれども、旧住所を書いてこられる方もいらっしゃいますので、そのとおりでございます。

委員 分かりました。ありがとうございます。

副会長 そのほかにはございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

副会長 ないようでしたら、お諮りいたします。本件につきまして異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副会長 ないようでしたら、諮問第990号については異議なしと認めます。ありがとうございました。

諮問第995号

副会長 次に、諮問第995号です。事務局の説明の後、所管課より説明をお願いいたします。

区政情報課長 それでは、資料の6ページを御覧ください。

「高齢者・障害者保健福祉業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置についてでございます。

次の7ページからが諮問の内容となっております。

所管課は保健福祉政策部保健医療福祉推進課及び障害福祉部障害施策推進課でございます。

審議のポイントは、3、外部委託でございます。

それでは、所管課より説明いたします。

障害施策推進課長 障害施策推進課、宮川と申します。

委託の件名でございますが、保健医療福祉総合プラザにおける車椅子貸出し業務委託でございます。

2、委託の内容でございます。区では、下肢または体幹機能障害によりまして一時的に車椅子を必要とする区民に対して、その利便を図るために、総合支所やまちづくりセンターにおきまして車椅子の貸出しを行っているところです。この度、令和2年4月に開設しました保健医療福祉総合プラザにおいても、車椅子貸出しを開始したいという趣旨でございます。その際に、個人情報情報を明記しました申請書を収受する必要があるでございますので、その手続を総合プラザの指定管理者に行わせることといたします。

3、諮問の趣旨でございます。本件は、総合プラザにおける車椅子貸出し業務を外部委託することに伴いまして、個人情報を取り扱わせるものであり、世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき諮問させていただきます。

4、対象となる個人の範囲は総合プラザで車椅子の貸出しを希望する者となります。

5、委託で取り扱う個人情報の項目及び件数ですが、項目につきましては、申請書の記載項目として提出していただくものを収集するということで記載してございます。

次のページを御覧ください。件数になりますけれども、約30件（年間）、月に2、3件ほどの件数を想定しております。

個人情報を取り扱う場所は総合プラザでございます。

個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者との共用の有無はございません。

8、委託先との個人情報の授受の方法につきましては文書によって授受いたします。

9、委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無はありでございます。

10、委託先の個人情報の保護管理体制は記載のとおりでございます。

11、委託の条件につきましても、特記事項などを契約条件にしまして、遵守させていただきます。

12、委託の開始時期及び期間ですが、来月、令和4年11月から継続して行ってまいりたいと考えております。

委託先（参考）ですが、現在の総合プラザの指定管理者、シダックス新大東ヒューマンサービス株式会社にこの業務を行わせます。

御説明は以上です。

副会長 それでは、ただいまの件につきまして質問はありますか。

委員 ちょっとお聞きしたいんですが、まちづくりセンターなどでも貸出しはしているんですが、介護保険を取れば長期に借りることはできるので、恐らく一時的なものだろうと思

うんですけれども、それを広げようとしていらっしゃるのか。

もう1点は、5(1)に「身体障害者手帳の有無」と書いてございますけれども、緊急なおけがの場合は、下肢が機能しなくなっても、まだ手帳がもらえていないようなこともあると思うんですが、そういうところの整理はどのようにするおつもりでいらっしゃるのか。介護保険を使えば、それこそすぐ車椅子は来るんですけれども、一時的に貸すためにわざわざこの審議会にかけて貸出しするところを広げようとしていらっしゃるのか。ちょっと意味がよく分からないので、教えていただければと思っております。

障害施策推進課長 今回の御質問ですけれども、この事業は、現在は総合支所とまちづくりセンターという区の施設において行っているものでございまして、令和2年4月に開設した総合プラザは区の保健、医療、福祉の拠点という建物でございますので、1か所、こういったところでの貸出しを追加するようなイメージでございます。貸出しの期間としましては一時的なものを想定したつくりとしておりまして、これは変更ございません。

申請書に身体障害者手帳の有無などを記載する欄もございしますが、手帳のない方につきましても車椅子の貸出しは行っておりまして、そうした方からは空欄で提出していただいているような現状でございます。

御説明は以上です。

委員 よく分かりました。拠点が増えることはとてもいいことですので、ありがとうございました。

障害施策推進課長 ありがとうございます。

副会長 そのほかに御質問はありますか。

(「なし」の声あり)

副会長 ほかにないようでしたら、お諮りいたします。本件につきまして異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副会長 ないようでしたら、諮問第995号については異議なしと認めます。ありがとうございました。

諮問第996号

副会長 次に、諮問第996号です。事務局の説明の後、所管課より説明をお願いいたします。

区政情報課長 それでは、資料の9ページを御覧ください。

「人権施策の推進業務」における外部の電子計算機との回線結合についてでございます。

次の10ページからが諮問の内容となっております。

所管課は生活文化政策部人権・男女共同参画課でございます。

審議のポイントは、7、回線結合でございます。

それでは、所管課より説明いたします。

人権・男女共同参画課長 人権・男女共同参画課長の生垣でございます。

人権・男女共同参画課人権・男女共同参画担当係長 担当係長の青木と申します。よろしく
お願いします。

人権・男女共同参画課長 よろしく願いいたします。

それでは、諮問第996号につきまして御説明をさせていただきます。

1、回線結合する理由につきまして、まず「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の概要を御説明させていただきます。区では、同性パートナーの方々の存在を認めてほしいとの要望に応え、平成27年11月よりパートナーシップ宣誓制度を実施しております。これは、同性パートナーが自由な意思により区長に対して宣誓し、その気持ちを区が受け止めるという内容となっております。宣誓後は宣誓書の写しや宣誓書受領証といった書類を交付し、記念として保管いただくとともに、近年では、行政サービス、不動産や保険といった民間サービスにおいても提示することでサービスが受けられるなど、様々な場面で活用いただいているところでございます。また、本年11月には制度改正を行い、対象を同性パートナーとしていたところから、当事者の双方または一方の方がLGBTQに該当するパートナーであれば宣誓できるように対象を拡大しております。加えまして、パートナーそれぞれの子や親を含めて宣誓を行うファミリーシップ宣誓制度も新たに実施する予定でございます。

本題に戻りまして、この制度によるパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の宣誓者へ郵送により情報を発信していく場合には、誤送によるアウティングが生じないよう、個人情報の取扱いには特に注意する必要があります。アウティングというのは、審議資料に記載のとおりとなりますが、性や性自認について、本人の許可なく第三者に言い触らすことを指します。これは重大な人権侵害となるため、アウティングが生じるリスクは回避しなければならないと考えております。そのため、宣誓者の住所に変更があったに

もかかわらず、区へ住所変更の届出がされていない場合も想定し、事前に電話連絡をした上で郵送するように、丁寧に事務を進める必要がございます。しかしながら、送付の都度、連絡を取ることは宣誓者にとって負担であるとともに、度々確認されることに抵抗を感じる方も多くいると考えられます。実際に、電話をされることが苦痛であるとお声も頂戴しております。また、現在では200組以上の方々が宣誓しており、情報を発信する都度、全ての宣誓者に事前に確認することは多くの時間や経費を要し、効率的ではないと考えております。

こうした理由から、宣誓者の心情へ配慮するとともに、宣誓者へ迅速かつ効率的に情報を届け、リスクを回避する手段を検討した結果、メールを利用することが適切だと判断したところでございます。

次に、2、回線結合の相手方についてです。相手方としては、宣誓者のうち、区からの電子メールによる情報発信に承諾した者になります。

2枚目を御覧いただきまして、3、諮問の趣旨についてでございます。本件は、区の電子計算機と宣誓者の電子計算機を回線結合するものであり、世田谷区個人情報保護条例第18条第3号の規定の規定により諮問するものでございます。

4、対象となる個人の範囲ですが、2に記載した方々となります。

5、回線結合する個人の項目及び件数についてでございます。まず、個人情報の項目につきましてはメールアドレスを設定しております。件数につきましては1回当たり約80件を見込んでおります。

6、回線結合の方法についてでございます。インターネット回線により、電子メールを送ることになります。区の電子計算機と宣誓者の電子計算機を接続する形となっております。

7、相手方の個人情報の保護体制についてでございます。区から発信するメールにつきましては個人情報を含まない内容とし、宣誓者からの個別の問合せには応じられないことをメール本文にも記載し、周知徹底するとともに、宣誓者側から了承を得た場合にのみ運用することといたします。

次に、8、区の個人情報の保護管理体制についてでございます。(1)メールアドレスの管理につきましては、既に宣誓者から提供されているメールアドレスの電子データは、リスト化し、パスワードをつけるなどし、本業務を担当する職員のみ確認・編集できるものといたします。また、宣誓時に新たに書面で提供されるメールアドレスは、誤転記がな

いよう、職員2名で二重チェックをしながら入力作業を行います。

(2) 送信時の管理につきましては、メールを送付する際には、宣誓者のアドレスがほかの宣誓者へ流出しないようBCCに設定されていることを職員2名でダブルチェックし、送信します。内容につきましても個人情報が含まれないものであることを課内で確認の上、送信いたします。

次に、9、回線結合の開始時期及び期間についてでございます。パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の改正時期に合わせ、令和4年11月1日より継続して行っております。

説明は以上でございます。

副会長 それでは、ただいまの件につきまして質問はありますでしょうか。

委員 確認の意味で教えてください。

誤送問題について、今回の場合は、性自認に関する情報について、本人の同意なく流れた場合には大変な問題になるということで、そういう点での扱いを厳密にということだろうと思います。その上で、送信専用のメールアドレスを用いて、メールにて情報発信しますよということなんですが、その場合、11ページにも「個人情報を含まない情報発信のみに限定」との説明書きがありますが、具体的にどのような形で文章表現等がなされるのか、そこをちょっと教えていただければ……。分かりやすい例として、こういう形でと。そこには当然、個人が特定できるようなものは載せませんよというのが前ページにもございますし、あるいは個人情報は含まない表現方法とされるかと思えますけれども、具体的にどのような言い方になるのか、分かりやすい例としてお示しいただければと思います。

人権・男女共同参画課長 メールに個人情報を含んでおりませんという一文を記載するのということで、よろしいでしょうか。

委員 そうですね。

人権・男女共同参画課長 今のところ、具体的に明文化というか、文章化したものはないんですけれども、「本メールは、これこれの情報提供のために、誰々を対象に送信させていただいているものです。事前に送ることを御了承いただいている方に対して送っています。個人情報を含む内容については送信しないようにしております。」というような内容を宛て先のすぐ近くに記載してお送りするような形になろうかと思えます。

委員 個人情報を含まない情報発信のみに限定という意味合いで、相手方に対して、これは個人情報を含んでいませんよ、お知らせをする必要がある方についてお送りしますよ。そ

のような形になるかと思うんですが、いずれにしても問題は、誤送信はあってはならないことなんですが、もし仮に、万が一、誤送信等があった場合にも、そこで漏れるものがないよという意味合いなのか、あるいはそもそもそれをチェックするために送信時の管理をこういう形で厳密に行うことで、それ自体をさせないという意味合いが強くなるのか。相手方の個人情報の保護管理体制の「個人情報を含まない情報発信のみに」という表現だけだと意味が分かりにくいところがありますので、このようにして誤送信が起こり得ないようにすることの裏づけなりをお示ししていただければなと思うんです。

人権・男女共同参画課長 基本的には同性パートナーシップで宣誓されている方々に対して送るものになりますので、そのメールアドレスをお持ちの方はイコール、パートナーシップ宣誓制度に登録されていらっしゃる方と推察されるので、そのメールアドレス自体をほかの方に見られるような状況になってはいけないような形では考えております。送信する内容については、例えばパートナーシップ宣誓制度の改正に係る内容でしたり、パートナーやその親が利用できる行政サービスの一覧だったりとか、男女共同参画センターで実施しているLGBTQの方向けの事業紹介であったりとか、そういう具体的な事業について、制度についての御案内というような形になりますので、その発信する内容について個人情報を含むことは想定していません。そのメールアドレスはパートナーシップ宣誓をされている方々に対して送っていることが分かってしまう部分もあるので、そのメールアドレスを誤送しないようにということと、BCCにきちんと入れて、間違いなくほかの方々から見られないような形にしているという2つのポイントが非常に大事になってくるのかなと考えております。

まず、そのメールアドレスを誤登録しないようにということについては、宣誓していただくときにこのメール送信の趣旨を御説明させていただき、御了承いただいた方に対してはメールアドレスをこちらに御提供いただくんですけれども、その御提供いただいたときに、^{オー}0と^{ゼロ}0を読み間違いやすいか、^{ハイフン}-と^{アンダーバー}_を読み間違いやすいとか、そのような部分がありますので、そこに関しては宣誓者の目前できちんと確認を取りたいと思います。

確認を取ったものに関して、^{ハイフン}-や^{アンダーバー}_とかをきちんと文字化して間違えないようにしておき、リストに入力するときにも、きちんと書かれたアドレスを1人の職員が入力し、もう1人の職員がまた別の目でダブルチェックを行う、そこは徹底していこうと思っております。

さらに、登録したものをBCCで一斉配信するんですけれども、そのメーリングリスト

を作成した中でB C Cにきちんと入っているかどうかということに関しても、2人の職員
の目で確認しながら送信していくことを考えています。

委員 よく分かりました。ありがとうございます。

副会長 初期の段階でテスト送信はしないんですか。確認という意味では。

人権・男女共同参画課長 届いているかどうかのテスト送信をし、確認した上で一斉送信と
なります。

副会長 いきなりではなくて、一度はテスト送信するという形でよろしいですか。

人権・男女共同参画課長 はい。

副会長 分かりました。

そのほかには御質問ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

副会長 ないようでしたら、お諮りいたします。本件につきまして異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副会長 ないようでしたら、諮問第996号については異議なしと認めます。ありがとうございます
いました。

諮問第997号

副会長 次に、諮問第997号です。事務局の説明の後、所管課より説明をお願いいたしま
す。

区政情報課長 それでは、資料の12ページを御覧ください。

「高齢者・障害者保健福祉業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について
でございます。

次の13ページからが諮問の内容となっております。

所管課は障害福祉部障害保健福祉課でございます。

審議のポイントは、3、外部委託でございます。

それでは、所管課より説明いたします。

障害保健福祉課長 諮問第997号につきまして御説明をいたします。障害保健福祉課長の越
智と申します。お願いいたします。

委託の件名、医療的ケア相談支援センター事業委託でございます。

委託の内容でございます。令和3年8月から世田谷区では、成育医療研究センターの敷

地内の別棟に医療的ケア相談支援センターを外部委託で運営しております。こちらにつきまして、現在イベントのお知らせなどを、事前に保護者等から収集いたしましたメールアドレスを用いて案内しているところございますけれども、このたび、メールに加えまして、メディカルケアステーションの頭文字を取ったMCSというアプリを使った情報発信を行いたく、委託先の取り扱う個人情報の項目を追加するものでございます。

3の諮問の趣旨及び4の対象となる個人の範囲につきましては記載のとおりでございます。

5の委託で取り扱う個人情報の項目及び件数でございます。(1)個人情報の項目、区から委託先へ提供するものについて新たな項目はございません。2つ目、委託先が本人から収集するものとしたしまして、メディカルケアステーション(MCS)のアカウントでございます。次に、区及び本人以外から委託先へ提供するものはございません。

(2)件数(見込み)でございます。120件程度(年間)を見込んでおります。

6、個人情報を取り扱う場所といたしましては、委託先事業者の施設、事業実施場所でございます。

7、個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者との共用の有無はございません。

8及び9につきましては記載のとおりでございます。

10、委託先の個人情報の保護管理体制につきましても記載のとおりでございます。

11、委託の条件は記載のとおりでございます。

12、委託の開始時期及び期間でございます。こちらにつきましては、今回の審議でお認めいただきましたら、11月から実施したいと考えております。

13、委託先(参考)といたしましては、社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会に委託している事業となっております。

御説明は以上です。

副会長 それでは、ただいまの件につきまして質問はありますでしょうか。

委員 メディカルケアステーションに関してお聴きしたいんですけれども、メディカルケアステーションは管理者のみが招待できるようになっているのか、これはグループLINEのようになっていたと思いますので、管理者以外が招待してしまって、登録されるようなことはないかどうか。そうすると、中の氏名が全部漏れてしまいますので、そういうことがないかどうかということをお教えいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

か。

障害保健福祉課長 メディカルケアステーション自体は「地域包括ケア・多職種連携のためのコミュニケーションツール」と紹介されているツールでございます。委員がおっしゃるように多職種の方がその場を共有することで、いろいろな情報共有ができるツールとは認識しておりますけれども、このたびこちらを活用して行いますのは、医療的ケア相談支援センターから個々の登録者の方に対して、個人情報を含まないイベントなどのお知らせのみを発信する内容となっております。

委員 では、登録者は、中に登録されているほかの方々の氏名に関しては閲覧できないようになっているということよろしいですか。

障害保健福祉課長 閲覧できない仕様となっております。

委員 分かりました。ありがとうございます。

副会長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

副会長 それでは、ないようでしたら、お諮りいたします。本件について異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副会長 ないようでしたら、諮問第997号については異議なしと認めます。ありがとうございました。

諮問第998号

副会長 次に、諮問第998号です。事務局の説明の後、所管課より説明をお願いいたします。

区政情報課長 それでは、資料の15ページを御覧ください。

「軽自動車税業務」における外部提供及び外部の電子計算機との回線結合についてでございます。

次の16ページからが諮問の内容となっております。

所管課は財務部納税課でございます。

審議のポイントは、5、外部提供及び7、回線結合でございます。

それでは、所管課より説明いたします。

納税課長 財務部納税課長の成瀬でございます。よろしく申し上げます。

審議資料No. 6、諮問第998号、「軽自動車税業務」における外部提供及び外部の電子計算機との回線結合について御説明いたします。

まず、諮問の理由及び趣旨についてでございます。世田谷区は、現在、納税者がインターネットを利用し電子的に納税することができる地方税共通納税システムによる個人住民税（特別徴収）の納付に対応しております。このたび、令和3年度の税制改正に伴い、令和5年度から軽自動車税（種別割）につきましても地方税共通納税システムによる納付の対応が必要となりました。そのため、区は、納税者に対して送付する納付書の情報を地方税共同機構へ外部提供いたします。

なお、軽自動車税（種別割）の納付の対応は令和5年度から開始される予定ですが、令和4年度中に地方税共同機構との団体連動試験を行う必要があることから、本件につきまして諮問いたします。

第1、個人情報の外部提供についてでございます。

1、外部提供の相手方ですが、地方税法に基づき、地方団体が共同して運営している地方税共同機構でございます。

2、諮問の趣旨は記載のとおりでございます。

3、外部提供の対象となる個人の範囲は、区内に定置場がある軽自動車等を所有する軽自動車税（種別割）の納税義務者でございます。

4、外部提供する個人情報の項目及び件数の個人情報の項目につきましては記載のとおりでございます。件数につきましては年間で10万件程度を見込んでおります。

5、外部提供の方法は記載のとおりでございます。

6、外部提供先の個人情報の保護管理体制につきましては「地方税法施行規則第24条の42第3項に規定する特定徴収金及び特定徴収金に関する情報の取扱いにおける安全性及び信頼性を確保するために必要な基準」を定め、個人情報の適切な保護と利用に努めることとなっております。

7、外部提供の開始時期及び期間につきましては、令和5年1月から開始し、継続して行う予定でございます。

続きまして、第2、外部の電子計算機との回線結合についてでございます。

1、回線結合する理由につきましては、共通納税システムによる軽自動車税（種別割）の納付に対応するに当たり、区は納付書情報を地方税共同機構に連携する必要があることから、地方税共同機構と回線結合する必要があります。

2、回線結合の相手方、3、諮問の趣旨、4、対象となる個人の範囲、5、回線結合する個人情報の項目及び件数につきましては、記載のとおりでございます。

6、回線結合の方法につきましては、区の電子計算機と地方税共同機構の電子計算機をL G W A N回線により接続いたします。

7、相手方の個人情報の保護管理体制は記載のとおりでございます。

8、区の個人情報の保護管理体制につきましては、情報セキュリティ対策基準及び納税課の情報セキュリティ実施手順書を遵守いたします。

9、回線結合の開始時期及び期間は記載のとおりでございます。

10、その他につきましては、第2（回線結合）は、諮問第894号にて包括的に審議いただき、以後は報告案件となった、「L G W A N回線を利用したL G W A N - A S P事業者との回線結合」に関するものですが、本事業の一連の流れの中で不可欠な部分であるため、第1（外部提供）とともに諮問いたします。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

副会長 それでは、ただいまの件につきまして質問はありますでしょうか。

ある意味ではオールジャパン的な形で各区でやっているという形でよろしいですか。

納税課長 さようでございます。

副会長 よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

副会長 ないようでしたら、お諮りいたします。本件について異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

副会長 ないようでしたら、諮問第998号については異議なしと認めます。ありがとうございました。

最後に、事務局より何か報告があればお願いいたします。

区政情報課長 本日は、御審議いただきましてありがとうございます。本日の諮問1件目の諮問第994号につきましては、先ほど副会長からありましたように、11月末の小委員会報告書を取りまとめ次第、12月初旬には各委員に不明な点や意見など事務局から質問票を全員に送付させていただいて、書面審議において進めさせていただいて、意見取りまとめの上、12月中旬には世田谷区長へ答申いただきたいと考えております。このスケジュール及び流れにつきましては、本日御欠席の方もいらっしゃいますので、全員にメール等により周知させていただきたいと考えておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日の会議次第にも記載しておりますように、次は令和4年12月27日（火）午後2時からオンラインでの開催を予定してございます。近づいてまいりましたら通知をお送りしますので、御出席のほどよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

副会長 繰り返しになりますが、小委員会は明日18時からということでよろしいでしょうか。

区政情報課長 18時から、小委員会委員の方はよろしくお願いいたします。

副会長 そのほかに何かありますか。

（「なし」の声あり）

3. 閉 会

副会長 ないようでしたら、以上で本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。